

行政財産使用許可変更手続の不備及び公有財産台帳の記載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容													
<p>桃谷高等学校</p>	<p>行政財産の使用許可について、令和2年度の途中において、使用者から許可数量の変更に伴う行政財産使用許可変更申請書の提出があり、これに伴う行政財産使用変更許可書（電話柱5本を4本に変更のみ記載）を交付したが、許可数量の変更に伴い年間使用料が変更になるにもかかわらず、同変更許可書に変更後の年間使用料が記載されていなかった。</p> <p>また、変更のあった年間使用料について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="421 701 1596 1066"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地</td> <td>電話柱4本</td> <td rowspan="4">電柱・支線・マンホール・地下管路</td> <td rowspan="4">(注) 209,020円</td> <td rowspan="4">令2.4.1～令4.3.31</td> </tr> <tr> <td>支線1条</td> </tr> <tr> <td>マンホール1個</td> </tr> <tr> <td>地下管路1本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では年間使用料が変更前の「210,520円」のまま放置されていた。なお、令和3年度における年間使用料は令和2年度中に変更後の額で収納されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	電話柱4本	電柱・支線・マンホール・地下管路	(注) 209,020円	令2.4.1～令4.3.31	支線1条	マンホール1個	地下管路1本	<p>検出事項について、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、速やかに変更後の年間使用料を通知するとともに、公有財産台帳に異動登録を行うなど、必要な是正措置を講じられたい。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (還付) 第5条 徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第7節 使用許可 第4 使用料 6 使用料の還付、追徴 (1) 使用料の還付 徴収した使用料は還付しないのを原則とする(使用料条例§5本文)。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる</p>	<p>変更後の年間使用料については、速やかに使用者に対して通知を行った。</p> <p>また、公有財産台帳についても異動登録を行った。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間												
土地	電話柱4本	電柱・支線・マンホール・地下管路	(注) 209,020円	令2.4.1～令4.3.31												
	支線1条															
	マンホール1個															
	地下管路1本															

		<p>(使用料条例 § 5 ただし書き)。 したがって、「特別の理由があるとき」の意味が問題となるが、以下のように処理するものとする。</p> <p><使用料を還付するのが妥当である場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の事情により使用許可を取り消した場合 ・府の事情により使用許可を変更したため、使用許可物件の数量が減少した場合。 <p><使用料を還付するのが妥当でない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方の事情により使用許可を取り消した場合又は変更した場合 <p>(例) 相手方からの申し出、相手方の許可条件違反、相手方の著しい不正・不信行為等のため使用許可を取り消した場合</p> <p>【行政財産使用許可書】</p> <p>第10 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事(又は大阪府公有財産規則第3条により委任を受けた者)(以下「許可者」という。)の承認を受けなければならない。</p>	
--	--	---	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)